

マイナンバー（個人番号）の収集方法について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）による「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）が平成28年1月からスタートしました。健康保険組合は各種手続きにおいてマイナンバーを利用して事務を行う「**個人番号利用事務実施者**」となります。平成29年からは、健康保険組合は保険給付等番号法に定められた範囲内でこれを利用することになります。

大京健康保険組合では、以下のとおりマイナンバーの収集を行いますので、加入者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

大京健康保険組合におけるマイナンバー収集方法は、住民基本台帳ネットワーク（以下、『住基ネット』という）からの収集です。

厚生労働省が定めた取得方法である住基ネット経由で収集します。

住基ネットで取得できなかった方（登録情報の不一致等の理由が考えられます）につきましては、個別に収集させていただく場合もありますので、その際はご協力を、よろしくお願いいたします。

※番号法第14条第2項により、「個人番号利用事務実施者」である健康保険組合は、住基ネットからマイナンバーを直接収集することが出来ることとなっています。